

厚生労働省

厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策（令和6年8月28日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	政策科学推進研究事業	< 予算要求 > 評価結果を踏まえ、「厚生労働科学研究費」として令和7年度予算概算要求（10,874百万円）を行った（令和7年度予算案額：8,728百万円）。
2	統計情報総合研究事業	
3	臨床研究等 I C T 基盤構築・人工知能実装研究事業	
4	倫理的法的社会的課題研究事業	
5	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	
6	厚生労働科学特別研究事業	
7	がん対策推進総合研究事業	
8	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	
9	女性の健康の包括的支援政策研究事業	
10	難治性疾患政策研究事業	
11	腎疾患政策研究事業	
12	免疫アレルギー疾患政策研究事業	
13	移植医療基盤整備研究事業	
14	慢性の痛み政策研究事業	
15	長寿科学政策研究事業	
16	認知症政策研究事業	
17	障害者政策総合研究事業	
18	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	
19	エイズ対策政策研究事業	
20	肝炎等克服政策研究事業	
21	地域医療基盤開発推進研究事業	
22	労働安全衛生総合研究事業	
23	食品の安全確保推進研究事業	
24	カネミ油症に関する研究事業	
25	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	
26	化学物質リスク研究事業	
27	健康安全・危機管理対策総合研究事業	

表2 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品、使用できる用途及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定（令和6年4月19日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された（令和6年7月10日公布）。
2	覚醒剤原料の指定（令和6年5月30日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令」が公布された（令和6年7月31日公布）。
3	麻薬、向精神薬及び特定麻薬向精神薬原料の指定（令和6年5月30日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令」が公布された（令和6年7月31日公布）。
4	大麻草の栽培に関する第一種大麻草採取栽培者の栽培に使用できる大麻草に含まれる有害成分の濃度基準の規制の整備（令和6年6月10日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が公布された（令和6年9月20日公布）。
5	乱用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の△9-T H Cの規定の整備（令和6年6月10日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が公布された（令和6年9月11日公布）。
6	麻薬及び向精神薬取締法の規制の適用対象への化学的変化（代謝を除く。）により容易に麻薬を生成するものの追加及び物質の指定（令和6年6月10日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が公布された（令和6年9月11日公布）。
7	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第二種特定化学物質の見直し（令和6年7月25日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された（令和6年9月27日公布）。
8	麻薬の指定（令和6年8月16日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令」が公布された（令和6年11月20日公布）。
9	細胞加工物を用いる医療技術のうち薬事承認又は認証を受けた医療機器を当該承認又は認証に係る使用方法等で用いて製造した細胞加工物のみを当該承認又は認証に係る使用方法等で用いる医療技術に対する法の適用除外（令和6年9月20日公表）	＜制度改正＞ 評価結果を踏まえて、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された（令和6年12月6日公布）。

	表)	
10	労働安全衛生法関係法令の改正に伴うラベル表示・SDS等交付の義務対象物質の範囲の変更(追加及び解除)(令和6年10月10日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が公布された(令和7年2月19日公布)。
11	製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び使用できる用途の指定(令和6年11月14日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布された(令和6年12月18日公布)。
12	(1) 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化 (2) 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等 (3) より活発な創薬が行われる環境の整備 (4) 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月12日提出)。
13	オンライン診療を実施する病院又は診療所の管理者義務の新設及びオンライン診療受診施設の設置者に対する届出その他の義務等の規定の整備(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
14	外来医師過多区域の設定及び外来医師過多区域における医療機能の要請・勧告、保険医療機関の期限付指定(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
15	病床機能報告への医療機関の機能に関する報告事項の追加(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
16	地域医療構想における精神病床の追加(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
17	美容医療を行う医療機関の報告制度等の新設(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
18	基準病床数に関する規制の見直し(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
19	保険医療機関の管理者の新設(令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。
20	電子診療録等情報及び市町村検診等関連情報の匿名化情報の適切な利用等の義務、義務違反に係る立入検査、是正命令	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(令和7年2月14日提出)。

	(令和7年2月13日公表)	
21	医療等情報の仮名化情報の適切な利用等の義務、義務違反に係る立入検査、是正命令 (令和7年2月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年2月14日提出)。
22	個人事業者等への定期自主検査及び安全衛生教育等の義務付け並びに事業者、機械等貸与者及び建築物貸与者等の義務対象の拡充 (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
23	労働者数50人未満の事業場へのストレスチェック実施の義務付け (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
24	労働安全衛生法関係法令の改正に伴うSDS交付等の強化 (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
25	SDS等交付等制度における営業秘密情報の代替名称通知 (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
26	一部の特定機械等の製造許可の一部及び製造時等検査の民間移管 (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
27	定期自主検査等の方法の精度担保、登録教習機関の欠格要件の強化 (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
28	個人ばく露測定の精度担保等 (令和7年3月13日公表)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月14日提出)。
29	(1) カスタマーハラスメントの防止のための事業主への雇用管理上の措置義務の新設 (2) 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のための事業主への雇用管理上の措置義務の新設 (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報公表義務の拡充 (令和7年3月10日公表) (3件)	<制度改正> 評価結果を踏まえて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等」の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和7年3月11日提出)。

表3 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策 (令和6年10月25日公表)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等」を要望した（令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定。以下同じ。）に、医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する旨が盛り込まれた。）。
2	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長」を要望した（令和7年度税制改正の大綱に、建物の取得価額要件を650万円以上（現行：600万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する旨が盛り込まれた。）。
3	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し」を要望した（令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定。以下同じ。）に、社会医療法人等について関係法令等の改正により収入要件等の見直しが行われた後も、引き続き、社会医療法人等が行う医療保健業を収益事業から除外する等の措置を講ずる旨が盛り込まれた。）。
4	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長」を要望した（令和7年度税制改正の大綱に、関係法令の改正を前提にみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社がその農地所有適格法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその株式又は出資を除外した上、その適用期限を2年延長する旨が盛り込まれた。）。
5	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の

		拡充及び延長」を要望した（令和7年度税制改正の大綱に、遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（デジタル化設備）及び暗号資産マイニング業の用に供する設備を除外し、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却（最大で25%）又は税額控除（最大で2%））した上で、その適用期限を2年延長する旨が盛り込まれた。）。
6	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続」を要望した（令和7年度税制改正大綱に、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討することとし、盛り込まれた。）。
7	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続」を要望した（令和7年度税制改正大綱に、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討することとし、盛り込まれた。）。
8	生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用	<税制改正要望> 評価結果を踏まえ、令和7年度税制改正要望において、「生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用」を要望したが、今回の要望については取り下げを行った。

（事後評価）

表4 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策（実績評価方式）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mhlw_r04.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本目標 I-施策目標6-2】 適正な移植医療を推進すること（令和6年10月15日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 適正な移植医療を推進するため、令和7年度予算概算要求で、経費4,094百万円を要求した（令和7年度予算案額：3,693百万円）。 <事前分析表> 指標4について、1人でも多く移植を希望される方が移植を受けられるように、指標1～3の実績値の増加を含めた取組を行うことで、引き続き臓器移植医療の推進を目指していく。また、指標6および指標7については、特に30代以下の

			若い世代の増加と臍帯血公開本数の増加等の取り組みを推進し、引き続き適切な造血幹細胞移植の実施を目指していく。
2	【基本目標Ⅰ-施策目標7-3】 医薬品の適正使用を推進すること（令和6年10月15日公表）	継続	<予算要求> 医薬品の適正使用を推進するため、令和7年度予算概算要求で、経費132百万円を要求した（令和7年度予算案額：100百万円）。 <事前分析表> 指標1の「地域連携薬局の数」について、目標値を上回っていることから、目標値を引き上げた。なお、地域連携薬局の地域における役割について見直しを検討しているところであり、当該議論の結果を踏まえ必要な対応を検討していくこととしている。
3	【基本目標Ⅰ-施策目標12-1】 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること（令和6年10月15日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 健康危機管理体制を整備するため、令和7年度予算概算要求で、経費1,067百万円を要求した（令和7年度予算案額：846百万円）。 <事前分析表> 指標1については、適切に健康危機を監視するため、目標値を健康危機管理調整会議の議題数から臨時開催も含む開催回数に変更することで、引き続き適切な体制整備を目指していく。
4	【基本目標Ⅲ-施策目標5-1】 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること（令和6年10月15日公表）	改善等	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <改善等> 指標1の労働保険未手続事業一掃業務について、手続勧奨活動を行った際、労働保険に加入する必要のない非該当事業が多く、労働保険に加入すべき事業場に対して適用促進の働きかけを適切に実施できないという問題が生じている。 これを踏まえ、未手続事業場名簿の精度向上、委託先に対する名簿の早期提供を図っている。 <予算要求> 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図るため、令和7年度予算概算要求で、労働保険適用促進のための経費20,375百万円、労働保険料等の適正徴収を図るための経費10,479百万円を要求した（令和7年度予算案額：30,838百万円）。

			<事前分析表> 指標1について、目標達成に向けて施策を進めていく必要があるため、未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供等により、引き続き効果的かつ効率的な手続勧奨等を目指していく。 指標2について、費用負担の公平の観点から、労働保険料の適正な徴収をする必要があるため、引き続き収納率の向上を目指していく。
5	【基本目標Ⅳ-施策目標2-1】 非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び待遇の改善を図ること（令和6年10月15日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善を推進するため、令和7年度予算概算要求で、経費102,561百万円を要求した（令和7年度予算案額：102,561百万円）。 <事前分析表> 指標5及び7について、実績を踏まえた目標値の引上げを行っており、引き続き非正規雇用労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の確保を目指していく。
6	【基本目標Ⅴ-施策目標4-1】 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（令和6年10月15日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図るため、令和7年度予算概算要求で、経費2,414,075百万円を要求した（令和7年度予算案額：2,316,943百万円）。 <事前分析表> 指標1「雇用保険受給者の早期再就職割合」については、再就職支援プログラム事業を引き続き適切に実施し、求職者の状況に応じた担当者制によるきめ細かな支援を行う。また、各労働局・ハローワークの効果的な取組・好事例について、職員向けのメルマガの発行やオンライン勉強会等の実施により、全国へ横展開を行っていく。なお、今後の目標値については、直近の実績を踏まえ、検討していく。 指標2「不正受給の件数」については、目標年度における目標値の達成に向け、説明会や窓口での周知徹底等の取組を引き続き行っていく。なお、今後の目標値については、コロナ前の水準に戻す方向で、上方変更することを予定している。 指標3「雇用保険の失業等給付に係る弾力倍率」については、有効かつ効率的な業務運営を行うことで弾力倍率が1以上になるよう努めると共に、適正な積立金残高を維持することで雇用保険財政の安定的な運営を確保することに努め

			る。
7	【基本目標VI-施策目標1-2】 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること (令和6年10月15日公表)	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進するため、令和7年度予算概算要求で、経費2,672百万円を要求した(令和7年度予算案額:2,672百万円)。 <事前分析表> 指標2、3(技能検定合格者数、ポータブルスキル見える化ツールPV数)については、目標値を上回っており、順調に推移していることから、目標値を引き上げ、引き続き、目標達成を目指していく。
8	【基本目標 VII-施策目標1-1】 生活保護制度を適正に実施すること(令和6年10月15日公表)	改善等	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 被保護者の経済的自立・日常生活自立・社会生活自立に向け、被保護者就労準備支援事業等の実施を推進するため、令和7年度予算概算要求で所要の要求を行った。(令和7年度予算案額:2,948百万円)。 資格確認実績ログを活用した頻回受診等対策や、都道府県の実施するデータ分析を通じた市町村支援を推進するため、令和7年度予算概算要求で所要の要求を行った。(令和7年度予算案額:491百万円)。 <事前分析表> 指標1から指標3までについて、被保護者の経済的自立・日常生活自立・社会生活自立に向けた支援を充実させる必要があるため、令和6年生活保護法改正において法定化された被保護者就労準備支援事業の実施や、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業による被保護者の支援を推進することにより、引き続き支援の強化を目指していく。 指標6について、被保護者の頻回受診対策を更に進める必要があるため、医療扶助におけるオンライン資格確認(令和6年開始)の機能である資格確認実績ログを活用した取組や、都道府県が市町村に対し、広域的観点から医療扶助等に関するデータ分析を通じた支援を行う仕組み(令和6年生活保護法改正により創設)を推進することにより、引き続き医療扶助の適正実施を目指していく。
9	【基本目標VII-施策目標3-1】 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと(令和6年10月15日公表)	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を推進するため、令和7年度予算概算要求で、経費10,926百万円を要求した(令和7年度予算案額:9,833百万円)。

			<事前分析表> 指標4の「昭和館の累計入館者数」について、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の高齢化も進む中、戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくことが重要であることから引き続き指標とし、今後も当該施策を講じていく必要がある。戦後80年に係る取組も実施することで、引き続きより多くの方々の昭和館への来館を目指していく。
10	【基本目標 X-施策目標1-2】 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること（令和6年10月15日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援するため、令和7年度予算概算要求で、経費185,091百万円を要求した（令和7年度予算案額：184,609百万円）。 <事前分析表> 達成目標1・2について、目標値を「前年度以上」と設定しているものが多い等の指摘を踏まえ、第10期介護保険事業計画期間に向けて適切な指標等の設定について検討することとした。
11	【基本目標 I-施策目標4-1】 政策医療を向上・均てん化させること（令和6年12月26日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進するため、令和7年度予算概算要求で、経費1,185百万円を要求した（令和7年度予算案額：1,185百万円）。 <その他> 各指標について、概ね順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。
12	【基本目標 I-施策目標7-1】 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること（令和6年12月26日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにするため、令和7年度予算概算要求で、経費1,357百万円を要求した（令和7年度予算案額：1,207百万円）。 <その他> 新医薬品（通常審査品目）の総審査期間（タイル値）について、国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの新たな体制を拡充等行う

			ことで、引き続き更なる審査の迅速化と質の向上を図る。
13	【基本目標XI-施策目標1-1】 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること（令和6年12月26日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献するため、令和7年度予算概算要求で、経費16,536百万円を要求した（令和7年度予算案額：15,119百万円）。 <その他> 世界保健機関分担金について、世界保健機関（WHO）を通じ、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的に感染症対策、医薬品・食品の安全対策、健康増進対策等の国際協力を推進するための事業であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めていく。
14	【基本目標XI-施策目標1-2】 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること（令和6年12月26日公表）	継続	評価結果を踏まえ、以下の措置を行った。 <予算要求> 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化するため、令和7年度予算概算要求で、経費329百万円を要求した（令和7年度予算案額：304百万円）。 <その他> アジア開発途上国雇用労働支援事業費について、アジア諸国において公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会的セーフティネットの構築支援を行う事業であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めるとともに、より事業の効果が得られるよう、実施方法等の検証を継続していく。
15	【基本目標XII-施策目標1-1】 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること（令和6年12月26日公表）	継続	<予算要求> 国立医薬品食品衛生研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保するため、令和7年度予算概算要求で、経費1,987百万円を要求した（令和7年度予算案額：1,686百万円）。
16	【基本目標XII-施策目標2-1】 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること（令和6年12月26日公表）	継続	<予算要求> 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図るため、令和7年度予算概算要求で、経費75,230百万円を要求した（令和7年度予算案額：62,169百万円）。

表5 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策（総合評価方式）（令和6年12月18日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippansogo/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本目標 XIV-施策目標1-1】 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること	継続	＜継続＞ 今後も、「国民の皆様の声」の活用を図るとともに、業務効率化の流れを踏まえつつ、より分かりやすい公表方法やより効果的かつ効率的な運用のための方策を検討する。 国民に伝わるような情報発信については、引き続き、省全体の分かりやすい情報発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。
2	【基本目標 XIV-施策目標1-2】 統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること	継続	＜継続＞ 令和4年12月に策定した新たな工程表等に基づいて、引き続き、厚生労働省の統計改革を進める。

表6 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	障害者雇用率等の見直し（令和7年2月13日公表）	継続	＜継続＞ 法定雇用率の引上げ等により、障害者の雇用機会が拡大されることで、働く意欲・能力のある者の就業が促進され、障害者の社会参加と経済社会の発展への寄与という便益があるため、法定雇用率の引上げ等は妥当である。
2	時間外労働の上限規制（令和7年2月13日公表）	継続	＜継続＞ 今後とも、本規制を継続し労働基準監督署における監督指導を徹底するとともに、労働時間の短縮に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し、その負担を軽減するため、労働時間相談・支援班や働き方改革推進支援センターでの相談対応、助成金の支給、時間外労働の上限規制の内容に関する周知・啓発等を丁寧に行うことが必要である。
3	派遣労働者が正規雇用労働者との待遇差について司法判断を求める際の根拠となる規定の整備（令和7年2月13日公表）	継続	＜継続＞ 正規雇用労働者（派遣先に雇用される無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との不合理な待遇差の解消が進み、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる待遇を受け、多様な働き方を自由に選択できるようになるため、引き続き法の履行を確保するとともに、関係審議会において必要な見直しについて議論を行う。

4	大学附属病院が臨床研修病院となる際の都道府県知事の指定の義務化（令和7年2月13日公表）	継続	<継続> 医師法第 16 条の2により、診療に従事しようとする医師は、二年以上、臨床研修を受けなければならないとされている。臨床研修終了後の医師は、全国各地で診療を行う可能性があり、臨床研修の質の確保や均てん化を図るため、引き続き、指定を必要とすることが妥当である
5	匿名医療保険等関連情報等の適正な取扱いに関する措置（令和7年2月13日公表）	継続	<継続> 本規制の効果（便益）は、情報漏えい等によるプライバシー侵害の発生を防止するほか、利用者は自身が実施する研究開発等に各データベース（DB）のデータを利用することができ、公益目的の研究等で各DBの情報が利用されることにより、国民保健の向上が図られることである。費用については、規制の新設以前から、NDBデータの提供は研究者に限定するかたちで運用されており、提供を受けた者は安全管理措置を行うこととされ同程度の行政費用が発生していたことから、行政費用が増加することではなく、また、事業者については遵守費用が発生するものの、公益目的の研究開発等に各DBのデータを適正に利用することができることとなり、公益目的の研究等に資することから、DBの情報の提供を受けた者に対する安全管理等の義務付けや特定の個人を識別する目的での他の情報との照合の禁止といった、本規制の措置は妥当である。
6	一般事業主行動計画の策定義務の対象範囲の拡大(令和7年2月13日公表)	継続	<継続> 規制の効果として、中小企業における一般業主行動計画届出者数が大幅に増えていることから、一定の負担は要するものの女性の活躍推進の取組を着実に前進させるためには、効果的であると考え。遵守費用にかかる負担は、民間企業における女性活躍推進事業等を用いてそれら負担を軽減しつつ、引き続き、常時雇用する労働者が101人以上の事業主における一般事業主行動計画の策定義務を維持することが妥当である。
7	職場のパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置の義務付け（令和7年2月13日公表）	継続	<継続> 本規制により、職場におけるパワーハラスメント対策が進み、「過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した従業員の割合」は確実に減少するという効果が生じている。一定の負担は要するものの、労働者が安心してその能力を発揮しながら働くことを実現するためには、引き続き、パンフレット等の作成や周知・広報等による事業主の支援をし、その負担を軽減しつつ、雇用管理上の措置義務を維持することが妥当である。
8	労働者が事業主にハラスメントの相談したこと等を理由と	継続	<継続> 規制の効果として、ハラスメントについて労働者が相談を

	する事業主による不利益取扱いの禁止（令和7年2月13日公表）		しやすい職場環境が整備されてきているといえる。労働者が安心してその能力を発揮しながら働くことを実現するためには、引き続き、労働者が事業主にハラスメントの相談したこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止することが適当である。
9	複数の事業所において雇用される労働者への雇用保険の適用を申し出た労働者に対する事業主による不利益取扱いの禁止（令和7年2月13日公表）	継続	<継続> 本件規制については、事後評価時点において対応を要する事案が生じていないことから、期待される効果が一定程度得られているものと考えられる。今後も適正な雇用保険制度の運営のため引き続き実施していくこととしたい。
10	報告徴収、立入検査の対象の追加（令和7年2月13日公表）	継続	<継続> 本件規制については、法令に定められる罰則を背景として安定所が行う事業主への調査・指導を促進するものであり、雇用保険の適用漏れの防止に寄与しているものと考えられる。今後も適正な雇用保険制度の運営のため引き続き実施していくこととしたい。
11	70歳までの就業機会の確保（令和7年2月13日公表）	継続	<継続> 本件規制の効果として、70 歳までの就業機会の確保の努力義務については、リーフレットによる周知やハローワーク等職員による啓発指導、定年の廃止や引上げ等に取り組む企業への助成金の支給や相談援助などの支援によって、実施企業の割合が年々増加し、65～69 歳の就業率は着実に上昇（49.6%（2020 年）⇒52.0%（2023 年））している。一定の負担は要するものの、社会的な便益は高いと考えられるため、本規制の継続は妥当であると考えており、今後もこうした取組を着実に実施することで 70 歳までの就業機会の確保を図っていき、意欲のある高齢者が年齢に関わらず働くことができるような環境の整備に努める。
12	成年被後見人等に係る欠格条項の見直し（令和7年2月13日及び同年3月28日公表）	継続	<継続> 本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。また、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていない。結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。
13	化学物質管理に関する技術革新や化学産業の実態を踏まえた化学物質管理の見直し（2件）（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 審査特例制度の見直し及び新たに出現した毒性の強い化学物質管理の見直しのいずれも、効果は費用を十分に上回り、今後も同様の効果が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。
14	麻薬及び向精神薬取締法施行令及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原	継続	<継続> 新たに麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定した10 物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害

	料を指定する政令の一部改正 (麻薬の指定、麻薬向精神薬原料の指定) (令和7年3月28日公表)		が大きいことに変わりなく、国際的に麻薬又は特定麻薬向精神薬原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。
15	有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する規定の整備 (令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 周知等に関する費用負担が一部発生しているものの、限定的なものにとどまり、他方、法改正以降に新たに規制の対象となった有期雇用フルタイム労働者を含むパートタイム・有期雇用労働者について、雇入れ時における労働条件に関する事項の明示及び通常の労働者への転換を推進するための措置の適用が進んでおり、費用を上回る効果が生じているといえる。 現在、関係審議会において、必要な見直しについて議論しているところであり、その結果を踏まえ、今後の対応を検討する。
16	覚せい剤原料を指定する政令の一部改正 (覚せい剤原料の指定) (令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 新たに覚せい剤原料に指定した物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に覚せい剤原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。
17	進学準備給付金の支給に伴う報告徴収等の創設 (令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 本件規制については、法令に定められる罰則等を背景として都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が支給する給付金が、適正に給付されることを図るものであり、今後も適正な進学準備給付金の支給のため引き続き実施していくこととしたい。
18	住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に係る規制強化 (令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 本件については、本規定が設けられたことを背景として、住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の適切な運営が担保されることが重要であり、適正に行われるために今後も引き続き実施していくこととしたい。
19	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正 (麻薬の指定) (令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 新たに麻薬に指定した11物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に麻薬相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。
20	被保険者記号・番号等の告知要求制限 (令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 本件規制により、個人単位の被保険者記号・番号等を利用したデータ突合により被保険者等のプライバシーという重要な権利が侵害されるおそれを未然に防ぐことができる。 一方で、本件規制の新設による遵守費用や行政費用は発生せず、本件規制によって生じる間接的影響も限定的であるた

			め、本件規制は妥当であり、今後も継続する必要がある。
21	治験における対照薬等の副作用報告の見直し（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 本規制の新設については、事前評価時の判断に影響を及ぼす遵守費用及び行政費用は発生していない。また、被験者の安全性の確保に係る副作用等の知見の蓄積は図るべきであるため、引き続き本規制を継続することが妥当である。
22	承認等を受けないで行われる医薬品、医療機器等の輸入に関する規制の見直し(令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 健康被害の防止効果は、個人輸入する製品の特性等にもよることから、規制拡充がどの程度寄与したのかの評価は難しいが、不正な手続きにより医薬品等が個人輸入され、国内で販売された事案については、規制拡充後事後評価時点に至るまで発生していない。また、本規制拡充により行政費用及び顕在化する負担は発生していない。 結論として、本規制拡充については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制拡充を継続することが妥当である。
23	血液製剤による危害発生防止のための情報提供義務の拡充（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 事業者には追加的な事務費用は生じておらず、血液製剤による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止の効果が期待できることから、本規制を継続することが妥当である
24	適切な献血推進計画等の作成のための採血事業者の献血受入可能量の届出義務等（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 本規制の拡充以降、採血事業者の採血可能な血液の量等を把握することにより、適切な献血推進計画（厚生労働省）、献血受入計画（採血事業者（日本赤十字社））及び需給計画（厚生労働省）を定めることが出来るようになり、血液製剤の安定供給を図ることが可能になった。 本規制により、新たな行政費用は発生しておらず、遵守費用についても届け出るべき事項については、採血事業者等がその事業活動の中で把握しているものであり、従前から行っていたため、増加していない。 本規制については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制を継続することが妥当である。
25	科学技術の進展を踏まえた採血等の制限の見直し(令和7年3月28日公表)	継続	<継続> 血液由来 i P S 細胞を医薬品試験へ活用する企業の増加等が見込まれることから、血液法における採血等の制限を見直し、「医療の質又は保健衛生の向上」のための採血など、医療の発展に寄与する採血を認めることとした。 本規制緩和による遵守費用については、生じることなく、行政費用についても献血者等への説明等、必要な措置の確保を求めることで増加することはなかった。当該の緩和措置を継続することは妥当である。 本改正による規制緩和により、医療上必要な医薬品の研究

			開発などの医療の質又は保健衛生の更なる向上が図られることから、効果が費用より大きいと考えられ、引き続き当該の緩和措置を継続することは妥当である。
26	採血事業の許可の見直し（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 本規制により、新たな行政費用は発生しておらず、遵守費用についても大幅な増加はなかった。本規制については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、引き続き、新規参入者の予見可能性の確保や献血者の健康保護を十分に担保する必要があることから、本規制を継続することが妥当である。
27	採血責任者等の設置義務の新設（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 本規制により、新たな行政費用は発生しておらず、遵守費用についても増加した実績はなかった。本規制については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制を継続することが妥当である。
28	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正（麻薬の指定、麻薬向精神薬原料の指定）（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 新たに麻薬又は特定麻薬向精神薬原料に指定した11物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に麻薬又は特定麻薬向精神薬原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。
29	覚せい剤原料を指定する政令の一部改正（覚せい剤原料の指定）（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 新たに覚せい剤原料に指定した物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に覚せい剤原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。
30	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（向精神薬の指定）（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 新たに向精神薬に指定した1物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、令和元年度第一回依存性薬物検討会（令和元年9月30日実施）における検討の結果、向精神薬として指定されている物質と同種の濫用のおそれがあり、かつ同種の有害作用があると認められたことから、本規制を継続することが妥当である。
31	厚生年金保険における立入検査等の調査権限の整備（令和7年3月28日公表）	継続	<継続> 当該規制は、強制加入たる厚生年金保険の適用を適正かつ確実に実施するために必要不可欠な規制であり、本規制を継続しなければ、適用事業所と認められる事業所の事業主に対する立入検査等を実施することができず、適用促進の取組が阻害されることとなり、厚生年金保険の適正な適用が担保されず、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与

			するという法の目的自体を揺るがすこととなる。よって、本規制を継続することは妥当である。
--	--	--	---

表7 研究開発を対象に評価を実施した政策(完了後・終了時) (令和6年12月26日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	政策科学推進研究事業（13課題）	評価結果を踏まえ、計298課題につき、今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し、反映する予定。
2	統計情報総合研究事業（1課題）	
3	臨床研究等 I C T 基盤構築・人工知能実装研究事業（4課題）	
4	倫理的法的社会的課題研究事業（1課題）	
5	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業（3課題）	
6	厚生労働科学特別研究事業（41課題）	
7	がん対策推進総合研究事業（3課題）	
8	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業（23課題）	
9	女性の健康の包括的支援政策研究事業（1課題）	
10	難治性疾患政策研究事業（29課題）	
11	腎疾患政策研究事業（終了課題なし）	
12	免疫アレルギー疾患政策研究事業（4課題）	
13	移植医療基盤整備研究事業（2課題）	
14	慢性の痛み政策研究事業（1課題）	
15	長寿科学政策研究事業（7課題）	
16	認知症政策研究事業（3課題）	
17	障害者政策総合研究事業（16課題）	
18	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業（26課題）	
19	エイズ対策政策研究事業（16課題）	
20	肝炎等克服政策研究事業（2課題）	
21	地域医療基盤開発推進研究事業（39課題）	
22	労働安全衛生総合研究事業（5課題）	
23	食品の安全確保推進研究事業（15課題）	
24	カネミ油症に関する研究事業（1課題）	
25	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業（20課題）	
26	化学物質リスク研究事業（9課題）	

27	健康安全・危機管理対策総合研究事業（13 課題）	
----	-----------------------------	--

